

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		庁舎内で商行為等をするときの承認		
根拠例規及び条項		多治見市庁舎管理規則(平成 8 年規則第 3 号)第 5 条		
所 管 部 課 名		総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市庁舎管理規則第 4 条		
	基 準	規則第 4 条に規定する禁止行為に該当しないと判断したとき。 ○第 4 条に定める禁止行為 (1) みだりに危険物若しくは引火しやすい物件を持ち込み、又は引火しやすい物件の近くで火気を取り扱うこと。 (2) 喫煙すること。 (3) 所定の場所以外に汚物又はごみを投棄すること。 (4) 騒ぎ立てること。 (5) 多数集合して示威行為をし、又は居座って事務執行に支障を来すこと。 (6) 面会を強要すること。 (7) 示威、宣伝及び陳情のため、旗、のぼり及びプラカードの類を持ち込むこと。 (8) 通行の妨害となる行為をすること。 (9) みだりに扉等を開閉し、備付けの器物を利用し、若しくは移動させ、又は施設を構えること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の秩序の維持、適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をすること。		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
間 標 準 処 理 期	標準処理期間	総日数 3 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 3 日		
	設定年月日	平成 15 年 2 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				